

財務省告示第十七号

省令第三十号（昭五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣臨時代理 柳澤 伯夫

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位
利付国庫債券（十年）（第二百八十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一十号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け	額面金額で四百十七億円	四百十九億三千三百五十二万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十八年十二月二十日
金額	百円につき	百円	五十六	銭	額面金額	百円	五十六	銭

十一
十二
初利
期子
利率

年一・七パーセント
平成十九年六月二十日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う
。
た
だ
し
、
支
払
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
は
、
そ
の
翌
営
業
日
に
支
払
う
。
以
下
、
次
号
及
び
第
十
四
号
に
お
い
て
規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。
)

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十三
第二期
以後
の利
子以

毎
年
六
月
二十
日
及
び
十二
月
二十
日
を
支
払
期
とし
、
各
支
払
期
に
お
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う
。

十四
償還
期限

平成二十八年十二月二十日

十五
償還
金額

平成二十八年十二月二十日

十六
元利
支額

日本銀行

十七
払込
期日

平成十八年十二月二十日